## 令和3年2月市議会 教育厚生委員会資料

# 第51号議案 調停について

目	次	ページ
1	事件の概要及び経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	裁判所から提示された調停条項の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	調停条項に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	事件発生の原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	再発防止に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	調停に至るまでの主な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	別紙「プログラム目録」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 <b>~</b> 6
8	調停案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7~8

教 育 委 員 会 令和 3年 2月



#### 1 事件の概要及び経過

#### (1) 概要

申立人 (㈱ジャストシステム) から、長崎市に対し、自社製のプログラムについて、長崎市立の学校が保有する正規ライセンス数を超えて不正に使用されているとの情報を入手した旨の通知がなされた。

その後、当該学校において調査を行った結果、正規ライセンス期限が切れた後にインストールしたプログラムが、385 本認められ、当該調査結果について回答を行った。

このため、申立人は、長崎市に対し、当該違法に複製したプログラムにつき申立人が有する権利を侵害したとして、当該侵害に対する損害賠償について請求するため、申立人が、令和2年11月30日に東京地方裁判所に調停を申立てたもの。

(2) 調停の相手方(申立人) 徳島県徳島市川内町平石若松 108 番地 4 株式会社ジャストシステム 代表取締役 関灘 恭太郎

(3) 損害額 7,679,850円

(内訳) 6,373,614円(正規品小売価格の合計額)

637,329 円 (弁護士費用) 668,907 円 (遅延損害金)

#### (4) 調停の経過

- ア 令和2年11月30日
  - ・申立人が東京地方裁判所へ調停申立て
- イ 令和3年1月19日
  - •第1回調停期日
- ウ 令和3年1月25日
  - 第2回調停期日準備手続きにおいて裁判所から調停案の提示

## 2 裁判所から提示された調停条項の内容

- (1) 長崎市は、申立人に対し、別紙プログラム目録記載のプログラムを申立人の許可なく複製したことを認める(以下、この複製を「本件侵害」という。)。
- (2) 長崎市は、申立人に対し、本件侵害に係るプログラムを消去する義務があることを認める。
- (3) 長崎市は、令和3年4月23日限り、本件侵害に係るプログラムを消去する。
- (4) 長崎市は、申立人に対し、本件侵害に関する解決金として、767万9,850円の 支払義務があることを認める。
- (5) 長崎市は、申立人に対し、前号の金員を、令和3年3月31日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は長崎市の負担とする。
- (6) 長崎市が前号の支払いを怠ったときは、長崎市は、申立人に対し、第4号の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する令和3年4月1日から支払済みまで年10パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (7) 申立人及び長崎市は、申立人及び長崎市の間には、本件侵害に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 調停費用は各自の負担とする。

#### 3 調停条項に関する考え方

- (1) 長崎市が行った市立学校全校を対象とした調査により、株式会社ジャストシステム社製品を正規ライセンスの期限が切れた後に不正にインストールしたプログラムが、385 本あることが判明しており、申立人が主張しているプログラムにつき有する権利を侵害したことを認める。
- (2) 申立人は、長崎市が許可なく複製した各プログラムを、調停成立の日から 30 日 以内に消去することを求めており、裁判所が提示した調停条項に記載のとおり、 全てのプログラムを消去する。
- (3) 申立人が主張する侵害に対する解決金は、プログラムの正規品小売価格の合計額と、弁護士費用10%及び支払日までの年3分の割合による遅延損害金の合計であるが、この積算方法は、プログラム著作権の複製権侵害にかかる損害賠償請求に関する裁判例に基づいており、長崎市としても妥当な金額であると判断する。

以上のことから、調停に合意することとしたい。

#### 4 事件発生の原因

(株ジャストシステムと長崎市教育委員会とのライセンス契約は、平成 28 年 8 月 31 日までとなっていたが、各学校において、ライセンスの期限やプログラムのインストールについての管理体制が不十分であり、職員全員にライセンスが切れた後のプログラムの取り扱いについて周知徹底が図られていない状況であった。

そのため、代替となる別のプログラム(ソフトウェア)を利用できるにも関わらず、業務の利便性を優先し、ライセンスの契約期限が切れているプログラムを新たにインストールしたことや、プログラムの削除手続を適切に行わなかったこと等、教育情報セキュリティポリシーが遵守されていなかったことが、主な原因と考える。

#### 5 再発防止に向けた取組み

- (1) ライセンス及びプログラム管理の徹底
  - ・各学校でプログラム管理簿を作成し、保有するライセンス数や、ライセンスの 期限など、職員全員が把握できるよう管理する。
  - ・各学校に配置しているパソコンへのプログラムのインスト―ル権限を、各校長 が適正に管理することを徹底する。
- ・管理簿を教育委員会に提出し、教育委員会が学校へ実地調査を行う等、管理状 況について定期的に点検を行う。
- (2) 教育情報セキュリティポリシー研修の強化

管理職及び職員に対する情報セキュリティに関する研修内容を見直し、教育情報セキュリティポリシーを遵守するよう、全職員への周知徹底を確実に行う。

## 6 調停に至るまでの主な経緯

5 間内に主めより				
年月日	事項			
·	株式会社ジャストシステム、株式会社モリサワ及び黒田綜合法律事務所			
   令和元年7月24日	(以下「(株)ジャストシステム等」)から、市立学校において、保有す			
(5 1H20 1 1 7 ) 2 1 H	る正規ライセンス数を超えてプログラムを不正に使用している情報を得			
	たため、状況を調査するよう通知がある。			
令和元年7月30日	市立学校全校にライセンス不正使用の調査を通知する。			
	調査結果を(株)ジャストシステム等に対して回答する。	,		
	モリサワ⇒不正使用は確認されず			
	ジャスト 正規ライセンス 1,920 本			
A #0 = # 0 = 07 =	システム   正規ライセンスを超えて使   690 本	]		
令和元年9月27日	用されていたプログラム			
•	正規ライセンスを超えて発 2,233 本	1		
***	見されたが使用していなか			
	ったプログラム			
		<u> </u>		
   令和 2 年 1 月 23 日	㈱ジャストシステム等から、2,923本が無許可複製による著作権侵害で	;		
T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	あるものと認定せざるを得ない旨の通知及び和解契約案の通知がある。			
	(株)ジャストシステム等に対して、正規ライセンスを超えていたプログラ			
***************************************	ム 2,923 本のうち、削除されず残ったままとなっていたプログラムが			
	2,538 本あり、正規ライセンスの期限が切れた後にインストールしたプ			
A 7	ログラムは、385 本であったため、㈱ジャストシステム等が主張する、			
令和2年5月26日	無許可複製の本数は、385 本である旨回答する。			
	併せて、ライセンス期限が切れた後にインストールした 385 本の複製 E	3		
	(インストール日)、学校名、プログラム名等を示した調査結果一覧を㈱			
·	ジャストシステム等に回答する。			
	㈱ジャストシステム等より、ライセンス期限を過ぎた後も、削除されず	*		
	残ったままになっているプログラムについては、賠償請求をせず、ライ	ſ		
令和2年6月8日	センス期限を過ぎた後に複製した 385 本のみを対象に、損害賠償請求を			
	する旨、通知があるとともに、和解契約書案の変更について提示があ			
	る。			
	和解契約を締結する場合、中立・公平な立場の第三者からの意見を聞く			
令和2年7月17日	ことが望ましいと考えるため、民事調停の申立てを検討いただきたい			
	旨、㈱ジャストシステム等に回答する。			
令和2年11月30日	(株)ジャストシステムから調停申立書が裁判所に提出される。 (株)ジャストシステムから調停申立書が裁判所に提出される。			
	<u> </u>			

番号	プログラムの名称	違法複製数
. 1	ATOK2007	6
2	ATOK2008	1
3	ATOK2009	1
4	ATOĶ2010	2
5	ATOK2013	1
- 6	ATOK2015 .	2
7	ATOK2016	2
8	ATOKPro	5
9	ATOKPro2	5
10	ATOKPro3	2
11	ジャストシステムPDF	21
12	ジャストシステムPDF2.0	4
13	はっぴょう名人	1
14	イメージデザイナー	1
15	詠太7	1
16	詠太9	. 1
. 17	三四郎2010	1
18	SHURIKEN2012	2
19	ジャストスマイル4	3
20	ジャストスマイル5	3
21	花子2008	2
22	花子2010	4
23	花子2011	5
24	花子2012	4
25	花子2019	2
. 26	ホームページ・ビルダー11	1
` 27	ホームページ・ビルダー15	1
28	ホームページ・ビルダー16	2
29	ホームページ・ビルダー19	. 2
30	ホームページ・ビルダー20	. 7
31	ホームページ・ビルダー21	6
32	ラベルマイティ11	. 1
33	ラベルマイティ12	1
34	ラベルマイティ15	3
35	ラベルマイティ17	1
36	ラベルマイティEX10	1
37	ラベルマイティEX12	2

# プログラム目録

		,
番号	プログラムの名称	違法複製数
38	一太郎感太	1
39	一太郎2008	3
40	一太郎2009	. 5
41	一太郎2010	9
42	一太郎2011創	4
43	一太郎2012承	3
44	一太郎2013玄	. 3
45	一太郎2014徹	2
46	一太郎2015	1
47	一太郎2016	. 42
48	一太郎2017	11
49	一太郎2018	2
50	一太郎2019	1
51	一太郎Pro	138
52	一太郎Pro2	23
53	一太郎Pro3	
	本数	385

令和3年1月25日

令和2年(メ)第10013号 損害賠償等請求調停申立事件

東京地方裁判所民事第22部

調停主任 佐 伯 良 子 民事調停委員 大須賀 滋 林 いづみ

## 調停案

当調停委員会は、本件について、相手方による申立人の著作権の侵害があったものと認め、事件の性質、当事者の主張及び手続の状況等に鑑み、当事者間 において下記のとおり合意するのが相当と思料する。

記

- 1 相手方は、申立人に対し、相手方が、その設置する別紙(※申立人主張書面(2) 別紙2、本書面において省略)「学校名」欄記載の各学校内に設置した同「パソコン名」欄記載の各コンピューターに、同「プログラム名」欄記載の各プログラムを申立人の許可なく複製したことを認める(以下、この複製を「本件侵害」といい、複製されたプログラムを総称して「侵害品」という。)。
- 2 相手方は、申立人に対し、侵害品を消去する義務があることを認める。
- 3 相手方は、令和3年4月23日限り、侵害品を消去する。
- 4 相手方は、申立人に対し、本件侵害に関する解決金として、767万9850 円 (ただし、消費税及び地方消費税を含む。) の支払義務があることを認める。
  - 5 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和3年3月31日限り、申立人の 指定する銀行預金口座(※申立人主張書面(2)別紙1第4項に記載のもの、本書面 において省略)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負 担とする。
- 25 6 相手方が前項の支払を怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第4項の金員 から既払金を控除した残額及びこれに対する令和3年4月1日から支払済みまで

年10%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

- 7 申立人及び相手方は、申立人及び相手方の間には、本件侵害に関し、本調停条 項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 調停費用は各自の負担とする。

以上